



12月14日(日)投票日

衆議院議員総選挙、最高裁判所裁判官国民審査

12月14日(日)は、衆議院議員総選挙と最高裁判所裁判官国民審査の投票日です。

投票は、小選挙区選出議員(岐阜県第4区・定数1)、比例代表選出議員(東海選挙区)、および最高裁判所裁判官の良否を決める国民審査です。

投票は、小選挙区選出議員(岐阜県第4区・定数1)、比例代表選出議員(東海選挙区)、および最高裁判所裁判官の良否を決める国民審査です。

◆投票できる方

①平成6年12月15日以前に生まれ、平成26年9月1日以前から引き続き市内に住民登録をしている方。

②高山市の選挙人名簿に登録されていて、平成26年8月14日以降に高山市から転出し、他の市町村の選挙人名簿に登録されていない方。

◆投票時間および投票所

午前7時～午後8時(一部投票所を除く)。投票所の地図は入場券のハガキに掲載しています。

◆入場券

入場券に記載されている投票所をご確認のうえ、1人分ずつ

切り離してご持参ください。

※投票所入場券は、郵送で送付します。12月10日(水)になって入場券が届いていない場合はご連絡ください。

※なお、入場券が届く前でも、期日前投票はできます。

◆投票の順序と方法

①小選挙区選挙

うすい柿色の投票用紙に、選挙区に立候補している候補者の個人名を記入します

第四十七回
衆議院小選挙区選出議員選挙投票

うすい柿色の投票用紙

候補者氏名を記入

②比例代表選挙

うすい水色の投票用紙に、政党などの名称、または略称を記入します。

第四十七回
衆議院比例代表選出議員選挙投票

うすい水色の投票用紙

政党その他の政治団体の名称または略称を記入

③最高裁判所裁判官国民審査

白色の投票用紙に記載してある最高裁判所裁判官の氏名の上の欄に、やめさせたい場合は×を記入します。

◆選挙公報

選挙公報は12月8日(月)から12日(金)までに配布する予定です。

◆郵送などによる不在者投票

障害者手帳をお持ちの方などで要件に該当する方は、自宅で投票することができます。

また、郵送などによる不在者投票対象者で、自分で投票などの記載ができない方は、あらかじめ届け出た方に代理で投票に関する記載をもらうことができます。

これらの制度を利用するためには、あらかじめ「郵便投票証明書」の交付を受けることなどが必要ですので、市選挙管理委員会へ早めにお問い合わせください。

投票用紙を請求する場合は、投票用紙交付申請書と郵便投票証明書を12月10日(水)午後5時まで

で、市選挙管理委員会へ提出してください。

◆指定施設での不在者投票

投票日当日に病院などの指定施設に入院・入所している方で要件を満たす方は、施設内で事前に不在者投票をすることができます(施設によってはできない施設もありますので、事前に市選挙管理委員会または入院・入所されている施設に確認してください)。

◆期日前投票

左記の投票所で期日前投票ができます(開設期間が本庁と支所で異なります)。

期日前投票	
市役所 本庁	12月3日(水) ～13日(土)
各支所	12月7日(日) ～13日(土)

いずれも時間は、午前8時30分～午後8時までです

※最高裁判所裁判官国民審査は、規定により12月7日(日)以降しか期日前投票ができませんのでご注意ください。

◆開票

開票は12月14日(日)午後9時30分から行います。有権者の参観は自由です。

場所 西小学校屋内運動場(総和町2)

開票状況は、開票所内に表示するほか、市ホームページでご覧いただけます。

また、市メール配信サービス(配信項目:選挙)でも配信します。

※開票状況の電話でのお問い合わせはご注意ください。

HP <http://www.city.takayama.lg.jp/>

問合せ先

市選挙管理委員会事務局
☎ 32-65221